

第46号様式 (第26条)

公示送達書

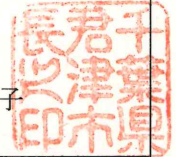
君津市告示第142号

下記の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付しますので、該当者は交付の請求をしてください。

令和 8年 6月 29日

君津市長 石井 宏子



書類の送達を受けるべき者		送達する書類の根拠法令
氏名 又は名称	小松 雅弥	国税徴収法第47条、国税徴収法第54条、国税徴収法第79条、国税徴収法第80条
氏名 又は名称	THIEU QUANG VIET	国税徴収法第47条、国税徴収法第54条
氏名 又は名称		
氏名 又は名称		
氏名 又は名称		
氏名 又は名称		
氏名 又は名称		
氏名 又は名称		
氏名 又は名称		
備考	地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	